

厚生労働省と国土交通省は25日、一般住宅に旅行者らを有料で泊める「民泊」の解禁に向けた対策案をまとめた。民泊を旅館業法の中でカプセルホテルなどを含む「簡易宿所」に位置づけ、たうえて面積基準を緩和。民泊に限り延べ床面積でなく1人当たり面積の規定を設け、ワンルームマンションなどでも許可を取得しやすくする。

現在はインターネット仲介業者を介して普及する民泊の貸し手の多くは許可を得ておらず、違法状態とみられる。現行法上では、民泊サービスを

民泊「ワンルーム」でも

厚労・国交省案

繰り返し提供して宿泊料金を得る行為は旅館業にあたる。厚労・国交省は有識者会議で議論を進めている。詳細を詰め、政令改正によって4月をメドに条件を緩和して民泊を解禁する。一方で、国家戦略特区では希望する自治体に旅館業法の適用を外して民泊を認める制度がある。

厚労・国交両省は全国規模で民泊を解禁するにあたり、簡易宿所の許可を取得しやすくする。面積基準（延べ床面積33平

4月メド基準緩和

民泊を巡る制度の枠組み

	合法か	宿泊日数	場所は
【現状】 貸し手の多くが旅館業法の許可得ず	×	野放図	野放図
特区で認定	○	滞在7日以上	自治体が判断※
旅館業法基準緩和で許可(4月メド)	○	制限なし	住宅地は認めず

※東京都大田区はホテル・旅館の立地場所中心

東京都大田区は25日、一般住宅に有料で外国人旅行者らを泊めることを認める「民泊条例」の運用ルールを公表した。テロ対策や違法行為防止のため、施設を提供する事業者には滞在者の名簿を3年以上保存することやパスポートの複写、対面での本人確認などを求める。警察への捜査協力なども明記した。

大田区は29日に条例を施行し、国家戦略特区の枠組

滞在者名簿、3年保存

東京・大田区が民泊ルール

みを利用して旅館業法の適用除外を受けた民泊事業を全国で初めて始める。同日から事業者の受け付けを開始し、早ければ2月中旬にも第1号の認定を出す。

民泊条例を運用するため、規則とガイドライン（指針）は、25日に開いた特区の分科会で国や都を交えて正式決定した。宿泊客と近隣住民とのトラブル防止へ苦情を受け付ける連絡先などを書面で周知する。

方（以上）について、民泊に限り1人あたりの面積を設定し、定員数に応じた面積基準をつくる。これとは別に中期的な適用を外して認めること、許可取得の推進を第1弾とし、第2弾として旅館業法上では基本的にきかない住宅地での民泊サービスを視野に入れた法整備を検討していく。

方（以上）について、民泊に限り1人あたりの面積を設定し、定員数に応じた面積基準をつくる。これとは別に中期的な適用を外して認めること、許可取得の推進を第1